

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日には、
が休きる日と
の翌日)

鳥取県告示第十五号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により倉吉市外九か町村衛生管理組合及び日野町江府町衛生施設組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石破二朗

倉吉市外九か町村衛生管理組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、倉吉市外九か町村衛生管理組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十二年一月一日から施行する。

告示

- ◇選管告示
 - 鳥取県知事の選挙の候補者の選挙運動に関する旨
 - 附等の要旨
- 政党、教会その他の団体の収支に関する報告書の要旨

- ◇公安告示
- 道路交通法による聴聞の実施

- 訂正 誤正
- 昭和四十一年十二月鳥取県公安委員会告示第五十一号中

日野町江府町衛生施設組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項

の規定に基づき、日野町江府町衛生施設組合(以下「甲」という。)は、

同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」といふ。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項

は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十二年一月一日から施行する。

鳥取県告示第十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに剤師の登録に關する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県告示第十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 二 朗

診療所の名称 所 在 地 申出の受理の年月日

安達医院 米子市西三柳二〇四八 昭和四十一年十二月二十四日

那岐診療所 八頭郡智頭町早瀬三三七 ツ

大山町国民健康保険大山寺診療所 西伯郡大山町大山 ツ

鳥取県告示第十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗
登録の記号及び番号 氏 名 登 錄 の 年 月 日
鳥国医 一二三五 清水 敬三 昭和四十一年十二月十五日

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和四十一年十二月十九日 安達医院 日野郡日野町黒坂二四五番地二

昭和四十二年一月九日 同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月十二日付で八頭郡郡家町大字下坂二九二番地 清水昭二ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年一月十三日

鳥取県告示第二十一号

昭和四十一年十二月八日付で倉吉市桟谷 西山三蔵ほか八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年一月十三日

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年一月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 郡家町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十号

氣高町から申請のあつた町営土地改良（単県農道）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用す

鳥取県告示第二十二号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定に基づき、建設大臣から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目

米子市加茂町一丁目五ノ二 宅地

中町一五ノ一三

一五ノ一五

一五ノ一六

鳥取県告示第二十四号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十二月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所
及び氏名
道路の位置の指定場所
道路の幅員及び延長

鳥取市梶川町 田中不動産 代表者 田中 宜二	鳥取市田島字中島 二四〇の一六の一 二三九の一三の一部 字幕器田 二三八の四 二三七の八	幅員 四・五メートル 延長 二一二・二メートル
---------------------------------	---	----------------------------------

鳥取市梶川町 田中 不動産 代表者 田中 宜二	鳥取市田島字見尾代 一四一の九〇の一部 一一九・五メートル 延長 幅員 四メートル	道路の幅員及び延長 道路の幅員 延長 字中島 二三九の一三地先農道 延長 一五・八メートル
----------------------------------	--	---

字中島
二三九の一三地先農道
延長
一五・八メートル

字土手ノ内
一七一地先水路の一部

字土手ノ内
一七一地先農道の一部

鳥取県告示第二十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十二月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年一月十三日

申請人の住所
及び氏名
道路の位置の指定場所
道路の幅員及び延長

鳥取市梶川町 田中 不動産 代表者 田中 宜二	鳥取市田島字見尾代 一四一の九〇の一部 一一九・五メートル 延長 幅員 四メートル	道路の幅員及び延長 道路の幅員 延長 字中島 二三九の一三地先農道 延長 一五・八メートル
----------------------------------	--	---

鳥取市梶川町 田中 不動産 代表者 田中 宜二	鳥取市田島字見尾代 一四一の九〇の一部 一一九・五メートル 延長 幅員 四メートル	道路の幅員及び延長 道路の幅員 延長 字中島 二三九の一三地先農道 延長 一五・八メートル
----------------------------------	--	---

鳥取市梶川町 田中 不動産 代表者 田中 宜二	鳥取市田島字見尾代 一四一の九〇の一部 一一九・五メートル 延長 幅員 四メートル	道路の幅員及び延長 道路の幅員 延長 字中島 二三九の一三地先農道 延長 一五・八メートル
----------------------------------	--	---

鳥取市梶川町 田中 不動産 代表者 田中 宜二	鳥取市田島字見尾代 一四一の九〇の一部 一一九・五メートル 延長 幅員 四メートル	道路の幅員及び延長 道路の幅員 延長 字中島 二三九の一三地先農道 延長 一五・八メートル
----------------------------------	--	---

申請人の住所
及び氏名

鳥取県知事 石破二朗
道路の位置の指定場所
道路の幅員及び延長

字土居六七の三五地先水路
六七の四地先水路
三〇の二地先水路
三〇の二地先農道

佐藤 敏夫
一七八二
木子市彦名町
米子市旗ヶ崎字長瀬
九九九九
六六六九谷
ののの西
一一九
四一七

幅員
四メートル

選挙管理委員会告示

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百八十九条第一項の規定により提出された昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙の候補者の選舉運動に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書要旨

- 鳥取県告示第十六号
公職の候補者の選舉運動に關する收支報告書要旨
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基いて、次のとおり昭和四十一年十一月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

1	選舉の種類	昭和41年11月20日執行の鳥取県知事の選舉
2	期 間	10月20日から
	12月4日まで	第1回分

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事
石
破
二
朗

申請人の住所
及び氏名

鳥取市雲山七 鳥取市雲山字土居六七の三

七里能憲
字小金崎三〇の二
一〇四・八メートル

2,550,600

4. 報告書の要旨

候補者 氏名	石 尾 実	所 属 党 派	日本共産党	出納責任者氏名	牛 尾 市
収 入					
主たる寄附 (氏 団 体 名)	(職業) 団体役員 業	(寄附額)		支 出	
鈴 木 南 米 村 原 江 その他の寄附	錦 博 健 商 团体役員 業 77件	30,000円 50,000 30,000 30,000 247,400 0		人 家 件 費	71,400円
				選舉事務所費	27,700
				集合会場費	7,000
				通 交 印 広 文 食 休 雜	20,700
				信 通 刷 告 具 糧 泊	38,995
				費 費 費 費 費 費	1,060
				24,000	44,780
				3,200	2,015
				0	21,000
その他の収入					
今 回 計	387,400	今 回 計	234,150		
前 回 計	0	前 回 計	0		
総 計	387,400	総 計	234,150		

報 告 書 受 理 年 月 日	昭 和 4 1 年 1 2 月 5 日 第 1 回 報 告 分
-----------------	---------------------------------

00262

候補者氏名	石破二朗	所属党派	無所属	出納責任者氏名	谷本啓太郎
収入		支出			
主たる寄附		人件費			
(氏 同 体 名)	(職業)	会費			
自由民主党	(寄附額)	2,000,000円			
西日本建設業保証株式会社		200,000			
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
交通費	人差し料	282,700円			
集合会場費	屋敷料	172,014			
選挙事務所費	賃料	167,414			
通信費	賃料	4,600			
信通刷費	賃料	68,935			
廣告費	賃料	112,670			
文具費	賃料	52,500			
休憩費	賃料	51,450			
治療費	賃料	9,975			
食事費	賃料	135,830			
休雜費	賃料	61,716			
費用	賃料	18,045			
今回計	今回計	965,835			
前回計	前回計	0			
総計	総計	965,835			
報告書受理年月日	昭和41年12月5日	第1回報告分			

鳥取県選舉管理委員会告示第一二三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤定治

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額			1件1,000円以上の寄附			1件500円以上の支出			報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
鳥取農政同志会	0	円0	0	円0	0	円0	0	円0	0	昭和41年12月22日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一百四条第一項の規定に基づく、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県公安委員会委員長 沢住辰蔵

1 聽聞の期日及び場所

昭和四十二年一月二十六日 午前十時から

米子市糺町 米子警察署會議室

11 聽聞当事者の住所及び氏名

1 東伯郡東伯町大字田越三六八 田中勇高

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
米子市富益町四一三一四	米子市皆生五五一	米子市大篠津町一七三一〇	米子市上後藤二三三四	米子市霞三柳二六〇三一	米子市霞津一一一〇	米子市中島八六	米子市錦町一丁目三九	西伯郡中山町大字豊成五四	西伯郡大栄町大字下種四五六の一	東伯郡東伯町大字下伊勢五五八	
昭和四十二年一月二十六日 午前十時から	昭和四十二年一月十三日	昭和四十二年一月十三日	昭和四十二年一月十三日	昭和四十二年一月十三日	昭和四十二年一月十三日	昭和四十二年一月十三日	昭和四十二年一月十三日	昭和四十二年一月十三日	昭和四十二年一月十三日	昭和四十二年一月十三日	
米子市糺町 米子警察署會議室	米子市中島八六	米子市霞三柳二六〇三一	米子市霞津一一一〇	米子市大篠津町一七三一〇	米子市上後藤二三三四	米子市中島八六	米子市錦町一丁目三九	西伯郡中山町大字豊成五四	西伯郡大栄町大字下種四五六の一	東伯郡東伯町大字下伊勢五五八	
1 東伯郡東伯町大字田越三六八 田中勇高	11 聽聞当事者の住所及び氏名	10 聽聞の期日及び場所	9 平足・佐竹・永別	8 幸虎美邦弘哲	7 正定敏節	6 中照輝	5 田岡田所見内	4 田幡立藤	3 田中本英	2 田松阪	1 田中本英

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
日野郡溝口町谷川二七四の三	日野郡溝口町根雨原四五の一の一	日野郡江府町武庫三九八	日野郡日南町下石見四七〇	日野郡日野町黒坂三四	境港市東雲町五	境港市榮町三七	境港市小篠津町五六七	境港市日ノ出町一八	西伯郡淀江町佐陀一七二	西伯郡大山町平木九八の一	西伯郡日吉津村日吉津三二三	西伯郡淀江町西尾原一四〇	西伯郡大山町今津四一三	西伯郡大山町平木九八の一	米子市勝田町一二八	米子市上後藤一九三	米子市旗ヶ崎一区六三九	米子市末広町二〇	米子市西福原一一六八	米子市上後藤三三七の二四	米子市上後藤三三七の二四

中	大	大	白	木	石	赤	多	角	金	石	山	林	松	大	稻	原	恩	寺	中	
原	西	谷	川	鳥	原	名	和	松	原	根	田	下	本	田	原	田	原	田	邊	嶋
治																			博	輝
男	穏	正	宏	昇	祐	示	一	昭	植	利	勲	享	義	太	博	英	司	雄	男	明

昭和四十一年十二月鳥取県公安委員会告示第五十一号（車両の通行の禁止等について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正 誤 正 誤

六	下	八〇メートル	八〇〇メートル
---	---	--------	---------